

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙1のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行にあたり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 公募等に公募又は公示された事項に基づき、本公募要領4. (1)において示した提出書類を提出した者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 前記(5)に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ①企画提案書(様式任意)
- ②企画提案による資料(カタログ等)

(2) 企画提案書に盛り込むべき内容

- ①別紙「清涼飲料水等(自動販売機)の提供委託業務の業者選定評価表」及び仕様書(「7. 設置条件」及び「8. 経費等の負担」)に基づき提案を行うこと。
- ②「自動販売機設置の流れ」のフロー図(設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面等などを用いて記述すること。)
- ③清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ④自動販売機1台当たりの年間消費電力量を記述すること。
- ⑤その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ⑥参考見積書(飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。)

(3) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山27
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家管理係
TEL 027-289-7206
FAX 027-289-7226
E-mail akagi-kannri@niye.go.jp

(4) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ6部(本紙1部、写し5部)提出すること。
- ②提出方法は、持参又は郵便(配達記録の残るものに限る。)することとする。
- ③企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(5) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和7年2月14日(金) 17時必着
提出先：上記(3)に示す場所。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和7年2月21日（金）（予定）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和7年1月17日（金）

(2) 公募締切：令和7年2月14日（金）

(3) 業者決定：令和7年2月21日（金） 予定

(4) 契約期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。